

この文書は、情報提供のために収集され、まとめられた。よって印刷版と同一であることを常に確認すること。

## 範囲

**第1条** 現規則は、EU 域内での動物由来食品の通商についての EC 規則、および規則に対し、EU 域内で動物由来食品が自由に売買されるために満たされるべき規則を補足するものである。EC 規則と食品庁規定は、附則 1 にリスト化されている。

**第2条** 現規則は、EU 加盟国内の動物由来食品による通商に適用される。EU 加盟国とは、以下を同等とみなす。

- アイスランド<sup>2</sup> 魚製品に関わる場合、および
- アンドラ<sup>3</sup>、リヒテンシュテイン<sup>4</sup>、フェロー諸島<sup>5</sup>、およびノルウェー<sup>6</sup> 全ての動物由来食品に関わる場合

## 定義

**第3条** 現規則における定義は、以下の通りである。

**発送品**：同じ衛生証明書 / 商業文書に含まれる同じ種類の動物由来食品のこと。発送品は同じ施設から発送され、同じ輸送手段で運送され、同じ運送先 / 受取人に届けられること。

**発送先 / 受取人**：他の EU 加盟国から届けられる動物由来食品の受け取り先、あるいは発送品を分割する食品会社経営者。

## 独自規制

**第4条** 受取人は、動物由来食品の受け取りに際して、発送品が次の処理をされる前に、独自規制の一環として、特に以下の項目を検査すること。

- 発送品に商業文書と衛生証明書が同封されていること（欧州議会と理事会の規則（EC）no. 853/2004 2004 年 4 月 29 日制定：動物由来の食品の特別衛生規則の制定<sup>7</sup>の第 7 条により）。

<sup>1</sup> 以下を比較せよ。「欧州理事会指令 89/662/EEC 1989 年 12 月 11 日制定：域内市場を完成させるための欧州共同体内での通商に対する獣医の規制（EGT L 395, 31.12.89, p. 13, Celex 31989L0662）」（理事会規則 806/2003/EC（EUT L 122, 16.05.2003, p. 1, Celex 32003R0806）により最新の変更がされた）、

「欧州議会及び理事会規則（EC）no.854/2004 2004 年 4 月 29 日制定：食品として使用される動物由来製品の公的規制実現のための特別規則の制定（EUT L 139, 30.4.2004, p. 206, Celex 32004R0854）」（EUT L 226, 25.6.2004, p. 83 により訂正）、

「欧州議会及び理事会規則（EC）no.882/2004 2004 年 4 月 29 日制定：飼料および食品法律と動物の健康と保護に対する規則順守の規制の保証に対する公的規制を実現するための特別規則の制定（EUT L 165, 30.4.2004, p. 1, Celex 32004R0882）」（EUT L 191, 28.5.2004, p. 1 により訂正）

<sup>2</sup> 以下を比較せよ。EEA 共同委員会決定 no.69/98 1998 年 7 月 17 日制定：EEA 協定の附則 I の変更（EGT L 158, 24.6.1999 p. 1, Celex 21999D0624/01/）

<sup>3</sup> EC-アンドラに対する共同委員会による決定 no.2/1999 1999 年 12 月 22 日制定：1997 年 5 月 15 日にブリュッセルで署名された、欧州共同体とアンドラ公国内の往復書簡による協定に対する獣医の問題に関する増補版の条約、議定書の適用規定（EGT L 31, 5.2.2000, p. 84, Celex 22000D0205/01/）

<sup>4</sup> EEA 共同委員会決定 no.127/2001 2001 年 11 月 23 日制定：EEA 協定の附則 1（獣医と植物保護の問題）の変更（EGT L 22, 24.1.2002, p. 7, Celex 22001D0127）

<sup>5</sup> EC-フェロー諸島共同委員会による決定 no.1/2001 欧州共同体内の協定に対する獣医の問題についての増補版の条約、議定書の適用規定およびデンマーク政府とフェロー諸島自治政府（EGT L 46, 16.2. 2001, p. 24, Celex 22001D0216/01）

<sup>6</sup> 脚注 2 を参照せよ。

- サルモネラ菌証明書（規則（EC）no. 853/2004 の第 8 条により義務づけ）が発送品に同封されていること。
- 文書と証明書が、発送品と一致していること。
- 動物由来食品は、検査済み表示がされていること。（規則（EC）no. 853/2004 の第 5 条 / 第 6 条により）

必要な商業文書、衛生証明書、検査済み表示、サルモネラ菌証明書が抜けていたり、誤りが含まれていたり、他の誤りが疑われる場合は、直ちにその状態を規制当局に通知すること。そのような場合、規制当局が許可するまで、発送品は次の処理を行うことはできない。

**第 5 条** 受取人は、全ての輸入用発送品を文書で証明すること。各発送品には、以下の情報を含む文書が添えられること。

- 食品の種類
- 量
- 発送された国
- 発送された施設と規制番号
- 受け取りの日付
- 発送品を輸入する食品会社経営者

商業文書、衛生証明書、サルモネラ菌証明書、およびその他の文書は、少なくとも 2 年間、発送品受取人のもとで保管されること。

### サルモネラ菌文書についての独自規制の特別規則

**第 6 条** 他の EU 加盟国から肉（挽肉を含む、しかし加工肉、機械で骨が取り除かれた（牛類、豚、家禽類の）肉は除く）を受け取る者は、発送品が次の処理が行われる前に以下の検査をすること。

- 発送元の国で、発送品がサルモネラ菌の検査を受けたこと。
- 委員会の規則（EC）no. 1688/2005「フィンランドとスウェーデンへの特定の肉類と卵の発送品に対する特別なサルモネラ菌保証に関する欧州議会及び理事会規則（EC）no. 853/2004 の適用<sup>7</sup>」（2005 年 10 月 14 日制定）の附則 IV の原文に一致した商業文書 / 証明書が同封されていること。
- 肉にサルモネラ菌が発見されなかった旨が、明確に記載された検査所からの分析結果 / 証明書。

牛類、豚の肉（挽肉を含む）については、肉が低温殺菌 / 殺菌 / 同様の効果がある別の処理がされる施設向けのものであることを商業文書 / 証明書が明確化する場合、規則（EC）no. 853/2004 の 8.2 項により、サルモネラ菌検査を行う必要はない。

**第 7 条** 食品用の卵の受取人は、次の処理がされる前に以下を検査すること。

- 包装センターからの証明書（規則（EC）no. 1688/2005 の附則 V の原文に一致するもの）が同封されていること、およびその証明書に公式獣医、あるいは公式検査官によるサルモネラ菌検査で陰性とされた鳥類からの発送品である、という証明書が添えられていること。

サルモネラ菌を除去する過程を経る加工製品製造用の卵については、受取人はその発送先の証明書が同封されていることを確認すること。

**第 8 条** 第 6 条、第 7 条の規定は、EU 域内の自由売買を目的とする動物由来食品を製造するフィンランド / ノルウェーの施設からの製品には適用されない。

### 公的規制

<sup>7</sup> 欧州議会と理事会の規則（EC）no. 853/2004 2004 年 4 月 29 日制定：動物由来の食品の特別衛生規則の制定（EUT L 139, 30.4.2004, p. 55, Celex 32004R0853）（規則は EUT L 226, 25.6.2004, p. 22 により訂正された）

<sup>8</sup> EUT L 271, 15.10.2005, p. 17, Celex 32005R1688

**第9条** 発送先の規制当局は、現規則の要項が満たされているかについての抜き取り規制を行うこと。規則に従っていないことが疑われる場合は、輸送時に規制を行うことができる（輸送手段自体の規制も含む）。

規則（EC）no. 882/2004 は、以下を明確化している。無差別規制の実施にとって絶対的に必要な場合、規制当局は、他の EU 加盟国から動物由来食品を受け取る食品会社経営者が、発送品の受取時に規制当局に報告することを要求することができる。

ある施設から輸入される製品に繰り返し反則がみられる場合、食品庁が欧州議会にその状況を通達した後、規制当局は、その施設からの製品の規制を強化することができる。

**第10条** ある動物由来食品が感染性物質、あるいは人間の健康に深刻な危険を及ぼすその他の物質が含まれているために安全ではないと規制当局が立証した場合、規制当局は、発送を無効とする / 返送する / 規制当局の決定に従って処理されることを決定すること。

他の事項への不十分な順守を規制当局が立証した場合、規制当局は、発送品を輸入する食品会社経営者、あるいはその代理人への発送を無効とする / 返送する / その動物由来食品を他の目的に使用することの選択を許可することができる。

証明書、あるいは文書に誤りがある場合、製品を輸入する食品会社経営者、あるいはその代理人は、短期間内にその不足を改善する機会を与えられる。

動物由来食品は、発送元の国にのみ返送することができる（その国のしかるべき機関がその旨を許可する場合において）。返送の要求は、規制当局を通して要請される。

**第11条** 動物由来食品の保管、食用に十分に適した状態にすること、他の目的への使用、無効化、発送先に返送するためなどの第10条による諸手続きの費用は、動物由来食品を輸入する食品会社経営者が支払うこと。

## EU 域内での自由売買が不可能な動物由来食品

**第12条** 自由売買に対する EU の条件に含まれない動物由来食品をスウェーデンに輸入するためには、食品庁の許可が必要である。

**第13条** 自由売買に対する EU の条件を満たさない動物由来食品、およびスウェーデン国内、あるいは（そのような輸入を許可する）EU 加盟国内でのみ販売される目的で第三国から輸入されたものは、他の EU 加盟国に輸出することはできない。

---

現規則は、2006年1月1日に発効され、それをもって「EU 域内の動物由来食品の通商に対する管理についての食品庁規則（LIVSFS 2005:13）」は、失効される。

**動物由来食品に関する EC 規則と食品庁の規則のリスト**

欧州議会及び理事会規則 (EC) no.853/2004 2004 年 4 月 29 日制定：動物由来の食品の特別衛生規則の制定。

委員会規則 (EC) no.1688/2005 2005 年 10 月 14 日制定：フィンランドとスウェーデンへの特定の肉類と卵の発送品に対する特別なサルモネラ菌保証に関する欧州議会と理事会の規則 (EC)no.853/2004 の適用。

食品衛生に関する食品庁規則 (LIVSFS 2005:20)

食品の公的規制に関する食品庁規則 (LIVSFS 2005:21)